



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 関 西 アーバン 銀 行
代 表 者 名 頭 取 北 幸 二
(コード番号 8545 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 財 務 企 画 部 長 山 崎 康 孝
電 話 番 号 06-6281-7000 (代表)

資本準備金および利益準備金の額の減少、剰余金の処分、並びに
株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成 25 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議すること、並びに株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 資本準備金および利益準備金の減少、並びに剰余金の処分について

1. 目的

平成 25 年 3 月期決算における繰越利益剰余金の欠損の填補を行うとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため実施するものです。なお、本件については、平成 25 年 6 月 27 日に開催予定の当行第 150 期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

2. 資本準備金および利益準備金の額の減少の要領

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の一部および利益準備金の全額を減少させ、資本準備金についてはその他資本剰余金に振り替え、利益準備金については繰越利益剰余金に振り替えます。

(1) 減少する準備金の項目およびその額

| | |
|-------|-----------------|
| 資本準備金 | 462,238,575 円 |
| 利益準備金 | 4,645,532,710 円 |

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

| | |
|----------|-----------------|
| その他資本剰余金 | 462,238,575 円 |
| 繰越利益剰余金 | 4,645,532,710 円 |

3. 剰余金の処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、上記資本準備金振り替え後のその他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

| | |
|----------|---------------|
| その他資本剰余金 | 462,238,575 円 |
|----------|---------------|

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

| | |
|---------|---------------|
| 繰越利益剰余金 | 462,238,575 円 |
|---------|---------------|

4. 資本準備金および利益準備金の減少、並びに剰余金の処分の日程

| | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 25 年 5 月 13 日 |
| (2) 債権者異議申述公告 | 平成 25 年 5 月 20 日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成 25 年 6 月 20 日 (予定) |

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (4) 株主総会決議日 | 平成 25 年 6 月 27 日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 平成 25 年 6 月 27 日 (予定) |

5. 今後の見通し

本件は純資産の部の勘定の振替であり、当行の純資産額に変更はなく、本件による業績への影響はありません。

II. 株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少について

1. 目的

今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため実施するものです。なお、本件については平成 25 年 3 月 29 日に「自己株式（第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式）の取得・消却並びに第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」にて公表しております新規優先株式の発行に係る払込みがなされることを条件としております。

2. 株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少の要領

会社法第 447 条第 1 項、および同法第 448 条第 1 項の規定に基づき、増加した資本金の一部および資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

(1) 減少する資本金の額

36,500,000,000 円

(注) 新規優先株式の発行に係る払込みにより資本金の額が 36,500,000,000 円増加しますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少する資本準備金の額

36,500,000,000 円

(注) 新規優先株式の発行に係る払込みにより資本準備金の額が 36,500,000,000 円増加しますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 3 項、および同法第 448 条第 3 項の規定に基づき、株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少を上記の通り行っただうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 25 年 5 月 13 日 |
| (2) 債権者異議申述公告 | 平成 25 年 5 月 20 日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成 25 年 6 月 20 日 (予定) |
| (4) 効力発生日 | 平成 25 年 7 月 25 日 (予定) |

4. 今後の見通し

本件は純資産の部の勘定の振替であり、当行の純資産額に変更はなく、本件による業績への影響はありません。

以 上